

「永住権が取り消される」24年入管法「改正」に反対する声明

2024年5月17日

NPO法人中国帰国者の会
理事長 中村 洋

本年3月15日、政府は「永住者」の在留資格を有する外国人について、税金や社会保険料等を滞納した場合や、1年以下の懲役・禁錮刑（拘禁刑）、執行猶予の場合も含め在留資格の取消しを可能にする「出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律案」を国会に上程した。現在国会で審議中である。この「新たな制度」では格段に厳しさが増し、「故意に税金や社会保障の支払いをしなかった」場合や執行猶予付でも刑事罰を受けた場合のほか、在留カードの常時携帯義務違反（不携帯）や在留カードの有効期間の更新申請義務、在留カード紛失時の再交付申請義務などの「入管法違反」も対象になる。

そもそも日本政府はこれまで、永住許可にあたり原則として10年以上の日本での在留を求めるなど、他の先進諸国と比較しても非常に厳格な要件を課してきた。そのような高いハードルをクリアして永住許可を得た永住者の生活基盤は家族も含め日本にあり、日本社会に深く定着した人々である。

加齢や病気、事故、社会状況の変化など、本人には如何ともしがたい事情により税金等の納付が困難になってしまうことは、誰にでも起こりえる。永住者に対する納付確保の方法として在留資格取消しは過度な手段である。故意にした場合は刑罰や強制徴収等が可能で、それで足りるはずである。日本人にない負担をことさらに加重にするものであるばかりか、うっかり忘れることがありえる上述の「入管法違反」は誰でもいつでもあり得ることで、人権を無視した過剰な制裁である。

現在実刑1年を超える場合、永住権者にも退去強制はありえるが、それより軽い「1年以下の拘禁刑という退去強制事由に至らない程度」の刑事罰、ましてや執行猶予がついた場合でも永住権を取消すというのである。この例としては自動車の速度違反（道路交通法第118条第1項第1号。6月以下の懲役又は10万円以下の罰金）や、各種過失犯などが含まれ、普段は善良に生活していても、長い人生の中でこれらの過ちを犯さぬ保証はない。このような刑事前科に対しては、日本人と同様に、刑罰及びその後の社会内での更生により対応すべきであって、永住者としての法的安定性まで奪うことは、過剰な制裁以外の何者でもない。

ましてや中国帰国者家族は特別の状況下で来日し生活、定住していることを忘れてはならない。その趣旨で中国帰国者については以下のように1993年に日中間で口上書が交わされているのである。

同伴家族については「中国在住の家族（配偶者及び扶養する家族）が同伴して訪日し、日本に永住することを希望する場合には、日本政府は、出入国関係法令に基づいてこれを受入れ、そのために必要な措置を講じ、各種手続の便宜を図る。日本政府は、日本国内において、これらの家族の法律上の正当な権利を保護し、日本での生活、就業、学習等の面における便宜を図る。」（4項の（2））。呼び寄せ家族については「前記（1）により日本に永住する者の実子であって前記（2）にいう扶養する家族でない者（以下「扶養しない実子」という。）及びその家族（配偶者及び扶養する子）が永住する目的で訪日する場合には、日本政府は、出入国関係法令に基づいてこれを受入れ、当該扶養しない実子及びその家族に査証を発給する際に便宜を図り、日本におけるその法律上の正当な権利を保護する。前記（1）により日本に永住する者をその者と同居するその扶養しない実子及びその家族が扶養する場合には、日本政府は、当該扶養しない実子及びその家族の日本での生活、就業、学習等の面における便宜を図る。」（4項（3））。

これらを反映したものと思える判決がある。

中国残留孤児の「連れ子」を「実子」として入国したとして「不法入国」と判断され退去強制命令が出た中国帰国者家族について、退去強制を取消した福岡高裁判決（2005年3月7日）は日本国の過去の施策を十分に勘案して判断している。判決は「連れ子」以上の深い関係があったこと、日本での定着性などを認め、「そしてなにより、L、控訴人C及び同控訴人Fらの家族が本件のような事態に直面したことについては、控訴人らに退去を強制している日本国自身の過去の施策にその遠因があり、かつその救済措置の遅れにも一因があることが留意されなければならない。すなわち、Lの両親が中国に渡ったのは、当時の日本国の国策であった満州国開拓民大量入植計画によるものであり、また終戦後Lの母が日本に帰国できずLの帰国が遅れたのも、日本国の引き揚げ施策が効を奏さなかったためであって、そのような中で生活維持のためにやむなくLがZの養子とされたのである。」と判断しているのである。

しかし、在留資格や退去強制などは他の外国籍者とまったく同じあるし、簡易帰化制度の対象ではあるものの「帰化」手続は難しいのが現状である。

そもそも中国残留邦人二世や三世について日本国籍・中国国籍と分かれている根幹には1984年に改正された「父系主義」という違憲の「国籍法」問題に起因している。中国籍を維持したいということで「帰化」しない人もいると思うが、その方々にとっても「永住権取消し問題」は深刻である。

永住者の在留資格の取り消し策は、政府が本年3月15日上程し今国会で成立をめざす「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案」（技能実習制度に代わる「育成就労」制度の導入や特定技能制度の職種拡大）に伴い導入される。両制度を入り口に永住者が増えることが予想されるとし、自民党が永住権許可の「適正化」を求めたものだ。人手不足に対応する外国人

労働者の受け入れを進めるものの、できるだけ永住はさせない、との自民党の思惑が浮かぶ。今次3月15日に上程された2つの入管法法案は「日本の外国人政策」の根本的問題を浮かび上がらせる。

当会はこの2つの法案に反対し、特に永住権取消しを含む入管法「改悪」法案につき、当事者の会として強く反対する。